

記載要領

(道路掘削用)

申請時

海南駅東土地区画整理事業地内でアスファルト舗装施工済の箇所で、新たに掘削工事を行う場合は道路掘削の許可が必要となります。尚、現状が碎石舗装施工までの場合は、不要です。

この工事の申請を行う際は、添付書類を用意し、事前に区画整理課と協議してください。来課の際は、事前に連絡してください。

舗装の復旧方法は、海南市まちづくり部管理課の基準「道路占用（掘削）工事に伴う路面復旧基準」に準じます。

上水道を引込場合は、別途「給水装置工事申込書」等を水道部に提出する必要があります。給水装置工事の申込は水道部と協議し、水道部へ提出してください。

1.道路掘削許可申請書（1部提出）

「掘削の場所」の路線名・場所は、掘削の道路名および仮換地番号を記載してください。

「掘削面積」は土砂部と舗装復旧部等で異なる場合は2段書きで記入してください。

2.位置図

縮尺 1/2500～1/10000 程度の地図または住宅地図のような判りやすい見取図に工事施行の場所を朱書きしてください。

3.平面図

縮尺 1/100～1/500 程度で記入してください。

掘削箇所・復旧箇所が確認できるように、距離を記入してください。

既設構造物(道路側溝・ヒューム管等)がある場合は、記入してください。

4.断面図

縮尺 1/30～1/100 程度で記入してください。

既設構造物(道路側溝・ヒューム管等)がある場合は、記入してください

5.構造図

縮尺 1/30～1/100 程度で記入してください。

6.現況写真

掘削箇所・復旧箇所の全体が入る全景写真及び詳細写真

7.その他参考となるもの

その他参考となる資料等がある場合や、提出を求められた場合は添付してください。

完了時

工事完了後 10 日以内に、工事完了届及び添付書類を提出してください。

1.工事完了届（1部提出）

2.許可書の写し

3.位置図

申請時と同様

4.図面

申請時に提出した平面図・断面図・構造図

5.写真

- ・着工前の路面状況
- ・埋設後、管の頂部から路面までの深さ（スタッフ等をあてる）
排水管等の工事については、接続部分が見える写真
- ・転圧状況（20cm 毎に撮影すること）
- ・転圧後の状況（スタッフ等をあてる）
- ・AS 安定処理の施工状況（スタッフ等をあてる）
- ・粗粒 AS の施工状況（スタッフ等をあてる）
- ・密粒 AS の施工状況
- ・舗装施工後の状況（舗装幅がわかるようにスケールをあてる）
- ・外側線・停止線・センターラインなどの復旧
- ・完成後の写真（着工前と同位置から撮影）

※埋め戻しにあたり、堀削土砂は再使用しないこと。

※転圧は、水締めにより十分におこなうこと。

※完成出来形が悪いときや上記写真が十分でないときは、舗装の再施工を命じることがあります。